

令和 7 年 10 月 20 日

株式会社スターイエティック  
東京都渋谷区神宮前 3-20-15  
中野ビル 2F  
代表取締役 杉本 行央

## カスタマーハラスメントについて

日頃よりエステティックサロン Bloom をご愛顧賜り誠にありがとうございます。このようなお伝えをするのは大変心苦しい限りではございますが、一部のお客様へお願ひ事がございます。当社はエステティックサロンとしてお客様の施術・ダイエットサポートを行なうことが主なサービスとなります。今年で創業 18 年となり、現在までに相当数のお客様をご対応させていただいておりますが、ご希望・ご要望につきまして社会通念上相当な範囲を超える行為を行うことはどうかご遠慮ください。

当社が考える“社会通念上相当な範囲を超える”該当行為とは下記の 8 項目です。

- ・ エステティシャン、オペレーターに対する威迫、脅迫、威嚇行為
- ・ エステティシャン、オペレーターに対する侮辱、人格を否定する発言
- ・ エステティシャン、オペレーターへのプライバシー侵害行為
- ・ 保証の範囲を超えた金銭・施術の要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求
- ・ 合理的理由のない当社への謝罪要求や当社関係者への処罰の要求
- ・ 同じ要望やクレームの繰り返し、それに伴う居座りや従業員を長時間拘束する行為
- ・ 交通費や個人的な補償など不当な金銭要求をする行為、施術後に支払いを拒否する行為
- ・ 事実とは異なる内容を SNS・口コミ等のインターネット上に投稿する行為、投稿を仄めかし従業員を恐喝する行為

カスタマーハラスメント行為があった場合、従業員に被害があると認めた場合にはお客様のご要望に応じないケースもございます。恐れ入りますが、当社が悪質と判断した場合は警察・弁護士に相談の上、適切な対処をさせていただきます。

※この文章は厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を元に作成されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)